

令和3年度「ボランティア活動保険」のご案内

ボランティア活動保険は、活動中に起こる様々な事故からボランティアの方々を補償する保険です。令和2年度にご加入頂いた保険は、令和3年3月31日をもって保険期間が終了しますので、更新手続きが必要となります。

。安心してボランティア活動ができるよう、ぜひご加入ください。



『ボランティア活動保険』



補償内容:ボランティア活動中に自分がケガをしてしまった時などの

「傷害補償」や、他人の物を壊してしまった場合の「賠償責任保険」等が

補償されます。

補償期間:令和3年4月1日午前0時から令和4年3月31日午後12時

までの | 年間 (※途中加入も可能です)

保 **険** 料:基本プラン 350円

天災・地震補償プラン 500円

※「基本プラン」に加入の方

地震、噴火、津波による死傷は補償されません。

※災害ボランティア活動へ参加の方

被災地でのボランティア活動は予測できない様々な事態が想定されますので、 「天災・地震補償プラン」への加入をお勧めします。

(基本プランの補償に加え、地震・噴火・津波による死傷も補償されるため、 ・ 安心してボランティア活動に参加いただけます)



『和歌山県災害ボランティア登録』のご案内



和歌山県災害ボランティアセンター(県社協)では、災害発生時に自発的に 支援活動を希望する個人が、迅速かつ効果的に被災地で支援活動が行えるよう 事前登録を行う「災害ボランティア登録」の仕組みが設けられています。

登録しようとする年度の4月1日現在で満15歳以上の方が登録できます。

◎お問合せ先・・・和歌山県災害ボランティアセンター(県社協)

TEL: 073-435-5220 FAX: 073-435-5221

※登録申込書・・・「県社協ホームページ」→「福祉活動ガイド」から ダウンロードできます。